

減免対象となる軽自動車などの条件

①	身体などに障がいのある人、またはその人と生計を一にする人が所有する軽自動車などで、障がいのある人が運転するもの
②	身体などに障がいのある人、またはその人と生計を一にする人が所有する軽自動車などで、主にその身体などに障がいのある人の通学、通院、通所などのために生計を一にする人が運転するもの
③	身体などに障がいのある人のみで構成される世帯の所有する軽自動車などで、主にその身体などに障がいのある人を常時介護する人が運転するもの
④	軽自動車などの構造が、主に身体に障がいのある人が利用するためのもの

※障がいの区分や等級などにより減免の対象にならない場合があります
※自動車税の減免を受ける人は対象となりません

身体などに障がいのある人が所有する軽自動車などや、その人と生計を一にする人が所有し、障がいのある人のために使用する軽自動車などの税金は、障がいがあることを証明して申請することで減免されることがあります。

減免の対象となる軽自動車

左表のとおり(障がいのある人一人につき1台が対象)

※①～③で自動車検査証または軽自動車届出済証に「事業用」とある車両は除く

申請に必要な書類など ▽身体障害者(戦傷病者)手帳、精

神障害者保健福祉手帳および自立支援医療受給者証、療育手帳など▽運転免許証▽自動車検査証▽納税義務者の個人番号通知カードまたはマイナンバーカード(個人所有の場合)▽軽自動車税の納税通知書▽印鑑▽③の場合)福祉課で発行する「障害者の常時介護者が運転する自動車の証明」▽④の場合)構造とナンバーが確認できる写真

申請期間 軽自動車税の納税通知書が届いた日(5月31日)(水)

問い合わせ 税務課(☎④02803)

身体などに障がいのある人のための軽自動車税減免制度

鮎川水質調査を実施

生物化学的酸素要求量(BOD)の結果

(環境基準 2mg/l以下 単位mg/l)

場所	採取日	7月26日	2月9日
鮎川本川	小柏	<0.5	<0.5
	金井	0.9	<0.5
	多野橋	1.2	0.9
	鮎川橋	1.7	1.4
鮎川支川	大谷川	<0.5	<0.5
	コパカ沢	<0.5	<0.5
	不動沢	<0.5	<0.5
	鈺沢	0.7	1.1
	大平沢	2.1	0.9
三名川支川	高山下	1.4	0.5

※標記のくは、定量下限値未満を示します

○生物化学的酸素要求量(BOD)とは

水中の汚濁物(有機物)が水中の微生物によって分解されるときに必要な酸素の量。河川水、排水、下水などの汚濁程度を示し、数値が大きくなるほど水質が汚濁しているといえる。

鮎川およびその支川の水質調査を平成元年から行っています。

28年度は13地点内1地点は三名川の支川で▽一般項目Ⅱ水素イオン濃度(pH)、溶存酸素量(DO)、生物化学的酸素要求量(BOD)など10項目▽鉄分項目Ⅱ全鉄(T-Fe)、溶解性鉄(S-Fe)▽農業項目ⅡシバンバE Xフロアブル、タフシーバフロアブルなど7項目の全19項目と電気伝導率の調査を実施しました。

鮎川は環境基準の河川類型

指定を受けていないため、合流先である鮎川に指定されている河川A類型を採用し、環境基準との比較を行いました。

今回の調査では、一般項目についてはおおむね環境基準を満たしていました。鉄分項目についてはおおむね低い値で推移し、農業項目については全地点で定量下限値未満でした。また電気伝導率調査では、上流下流の比較で大きな変化はありませんでした。

問い合わせ 環境課(☎④02264)

書籍の販売

文化財保護課では藤岡の歴史・風土、文化などに関わる書籍を販売しています



まんが 高山長五郎の生涯
人気漫画家ふくやまけいこさんによる、高山社のルーツをひも解く感動まんが。



堀越二郎の軌跡
航空工学者堀越二郎の遺品などを展示し、大好評のうちに幕を閉じた平成25年度企画展。その展示解説集。

他にも藤岡市史などを販売しています
藤岡歴史館でお求めください

問い合わせ 文化財保護課(☎④5997)

藤岡の文化財探訪
市の指定文化財を写真付きでわかりやすく解説!



新井和子さん



和地仁さん



金澤正さん

行政苦情110番 ☎0570-0900・1010
問い合わせ 自治交流課(☎④2211)

4月1日付で新井和子さん(再任・本郷)、和地仁さん(再任・上戸塚)、金澤正さん(再任・鬼石)が、総務大臣から行政相談委員に委嘱されました。

国など行政機関の仕事に対する苦情・意見・要望があり

ましたら気軽に相談してください。行政相談委員が問題解決の促進を図ります。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

■会場・相談日 ▽市役所市民相談室Ⅱ毎月第2・3水曜

日▽鬼石公民館Ⅱ毎月第3木曜日
時間 午後2時～4時

※相談日は毎月広報ふじおか15日号でお知らせしています。予約は不要ですので直接会場へお越しください

公共機関に関する相談を受けます

新たに創業する人を支援するため、創業時の借入金に伴う信用保証料と利子の補助を行います。

対象者 対象融資制度の融資を受けた次の全てに該当する法人または個人▽創業するための融資を受けた時点で、創業する人または創業後1年未満▽市内で新たに創業する

対象融資制度 群馬県または日本政策金融公庫が実施する創業向け融資(平成29年4月から32年3月までに実行されたもの)

補助内容 ▽保証料補助金Ⅱ信用保証協会に支払った信用保証料の全額▽利子補給金Ⅱ融資を受けた日から5年間に支払った利子の全額

申請方法 対象融資を受けた日から3カ月以内に「交付認定申請書」に必要書類を添えて提出(別途それぞれの時期に、保証料補助金・利子補給金に対する申請が必要です)

その他 詳細は問い合わせください

申請・問い合わせ 商工観光課(☎④2318)

総合計画市民検討委員会から提言書の提出



4月14日、第5次藤岡市総合計画の策定に対する市民検討委員会からの提言書が提出されました。委員会は7回の議論を重ね「市民と行政の協働によるまちづくり」を基本姿勢として各施策を推進することが大切と考え提言書をまとめました。市はこの提言の反映を検討し、計画の策定を進めます。

問い合わせ 企画課(☎④2424)

市内の郵便局と市民生活の安全安心に関する協定を締結



3月28日、市内の郵便局と市は「市民生活の安全安心に関する協定」を締結しました。この協定により郵便局は市に①地域の見守り②道路損傷③不法投棄④災害発生時⑤危険家屋の5つの分野について情報提供などを行い、協力して市民生活の一層の向上に取り組んでいきます。

問い合わせ 企画課(☎④2424)